

介護保険サービスを利用している方へ

確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

対象となる場合

■在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する1割の利用者負担分）が、控除の対象となります。

① 居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づく在宅のサービスを利用している

② 居宅介護サービス計画に、次の医療系サービスのいずれかが含まれている（介護予防サービスを含む）

- 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 通所リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 短期入所療養介護
- ③ ②のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

- 訪問介護
- 夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護
- 通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護

○ 短期入所生活介護

※訪問介護の家事援助中心型や支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは、控除の対象外となります。

■介護保険施設に入所している方

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）」と、食費・居住費に係る自己負担額（合計額の2分の1が控除の対象となります）

② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）」と、食費・居住費に係る自己負担額が控除の対象となります。

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することとなっています。

※医療費控除額が記載されていない領収書は、対象となりません。

■問合せ

申告方法や手続きについては：青梅税務署
 ☎0428-22-3185 / 介護保険制度（控除対象）について：高齢福祉介護課介護係

介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告する

ことができます。注意してください。

■問合せ

申告方法や手続きについては：青梅税務署 ☎0428-22-3185 / 介護保険制度（控除対象）について：高齢福祉介護課介護係

おむつ代に係る医療費控除の申請

寝たきり状態や治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

認できる場合に限って、「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」で医療費控除の申請ができます。

※「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」は、市役所1階高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

■問合せ

高齢福祉介護課介護認定係

医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し、市に提出されている「主治医意見書」で「寝たきりの状態であること」（B1以上）および「尿失禁の発生の可能性があること」が確

お知らせ

- 第30回羽村市駅伝大会 参加者募集
- 意見をお寄せください！意見公募手続 第二次羽村市情報化推進計画(案)
- 市民農園使用者募集
- 広報はむら・市ホームページ有料広告掲載者募集

20 羽村市制施行20周年記念事業

- 第32回羽村市消費者の日
- 一日生活教室 これが親父の料理だ！
- 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
- 文化財消防演習
- 市内の放射線量の測定について
- 市の臨時職員・嘱託員の採用は登録制
- 市立小・中学校臨時職員の募集
- 手作り教室「ジュシーお好み焼き」
- 羽村市行財政改革基本計画(案)意見公募手続の結果

- 第24回羽村市老人クラブ連合会福祉大会
- 民生委員・児童委員の委嘱
- 羽村市指定有形文化財の指定
- 第24回多摩郷土誌フェア
- 社会福祉協議会から
- シルバー人材センターから
- 官公署等から
- 施設から(保健センター)

第30回羽村市駅伝大会 参加者募集

駅伝にチャレンジしてみませんか。仲間4人でお誘い合わせのうえ、参加してください！

期 日 3月4日(日) (雨天実施)

集 合 午前8時30分(富士見公園)

スタート 第1レース：午前9時30分/第2レース

：午前10時20分(予定)

競技部門 ①町内会・自治会対抗の部/②中学生女子の部/③一般女子の部/④50歳以上の部/⑤中学生男子の部/⑥一般の部

選手登録(4人1組)

選手4人、補欠2人以内、監督1人(合計7人以内)

※町内会・自治会対抗の部、50歳以上の部、一般の部は、性別を問いません。

※町内会・自治会対抗の部以外は、市外のメンバーで構成するチームも参加可能です。

距離

■第1レース(町内会・自治会対抗の部、中学生女子の部、一般女子の部、50歳以上の部)：7.4km(1区：3区：2.0km、2・4区：1.7km)

参加者募集

■第2レース(中学生男子の部、一般の部)：14.8km(1区間3.7km)

参加費

競技部門	参加費(1チーム)	
	市内	市外
町内会・自治会対抗の部	無料	—
中学生女子の部	無料	1,000円
一般女子の部	2,000円	3,000円
50歳以上の部	2,000円	3,000円
中学生男子の部	無料	1,000円
一般の部	2,000円	3,000円

※チーム編成(補欠・監督を含む)の中に1人でも市内在住・在勤以外の方がいる場合は、市外の参加費となります。

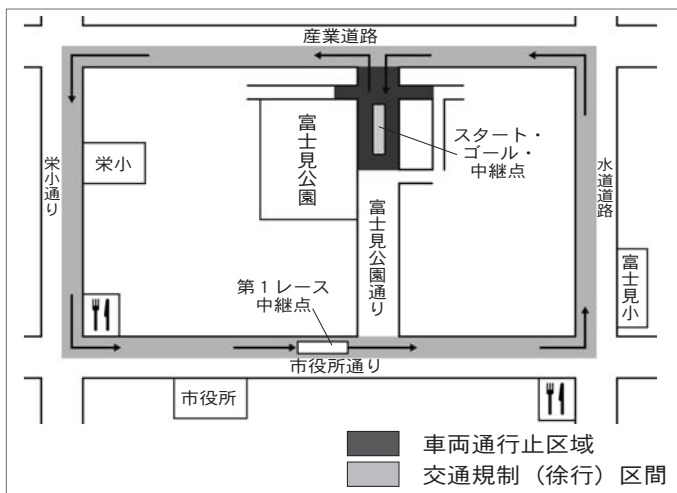
申込み・問合せ

1月15日(日)午前9時~2月12日(日)

午後5時までに、所定の申込書に記入し、参加費を添えて直接NPO法人羽村市体育協会事務局(スポーツセンター2階)へ

〒5555-1698

■コース(富士見公園東側市道をスタート・ゴールとする周回コース)



【交通制限時間帯】

車両通行止区域…午前9時~正午

交通規制(徐行)区間…午前8時~午後1時

日 時 2月24日(金)午後7時30分
会 場 スポーツセンター2階会議室

※申込書はNPO法人羽村市体育協会事務局で配布するほか、NPO法人羽村市体育協会ホームページからダウンロードすることができます。

監督会議